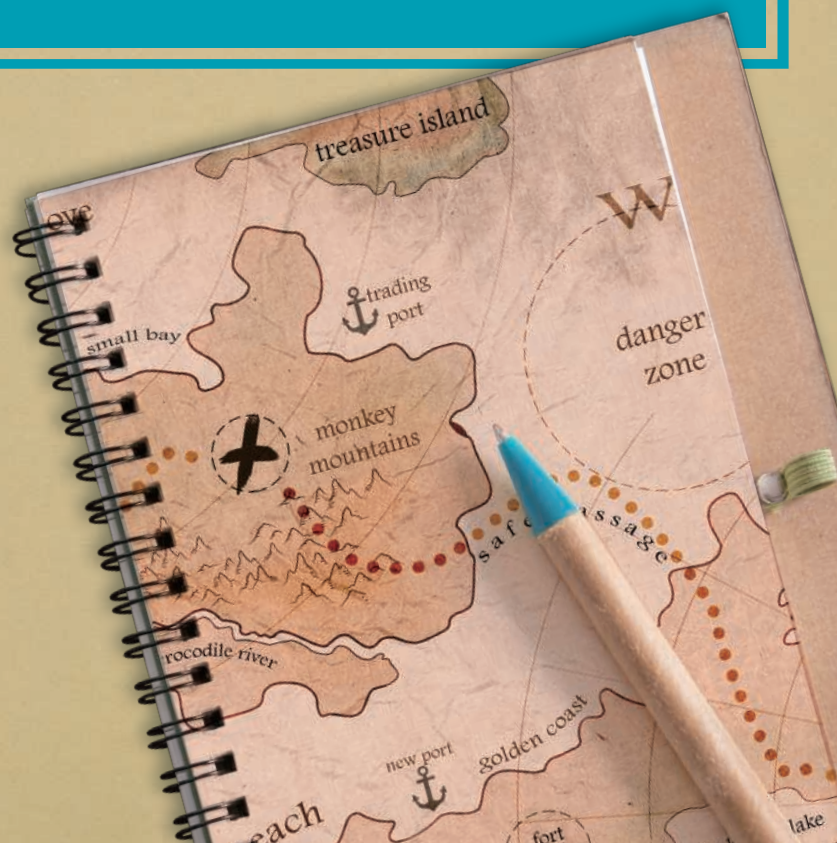


不安のない
人生をおくるために
確認したい

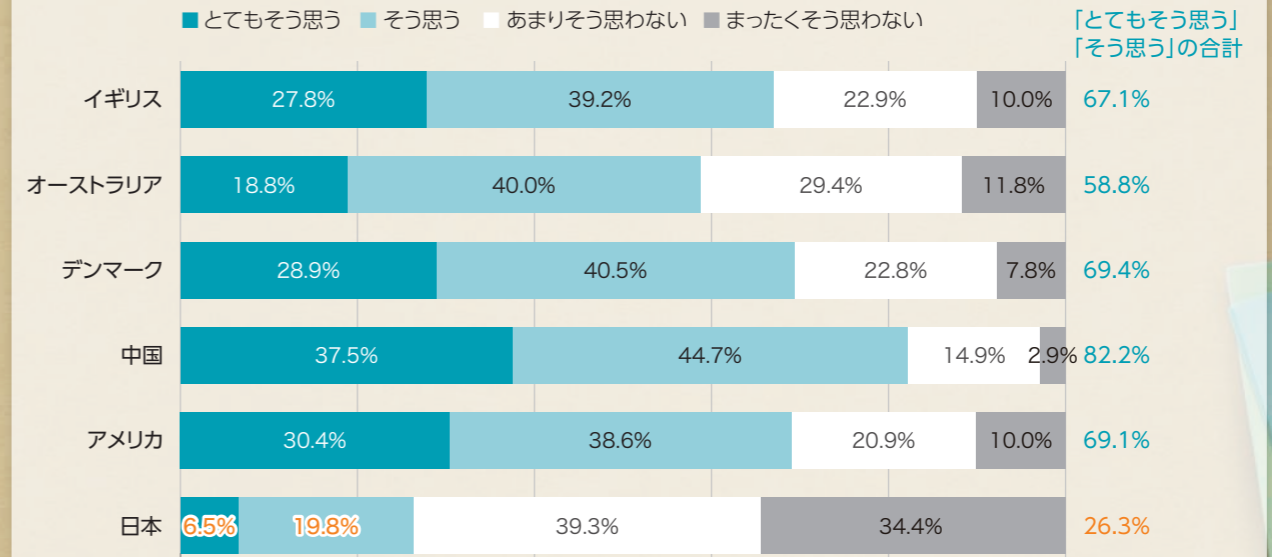
3つのポイント



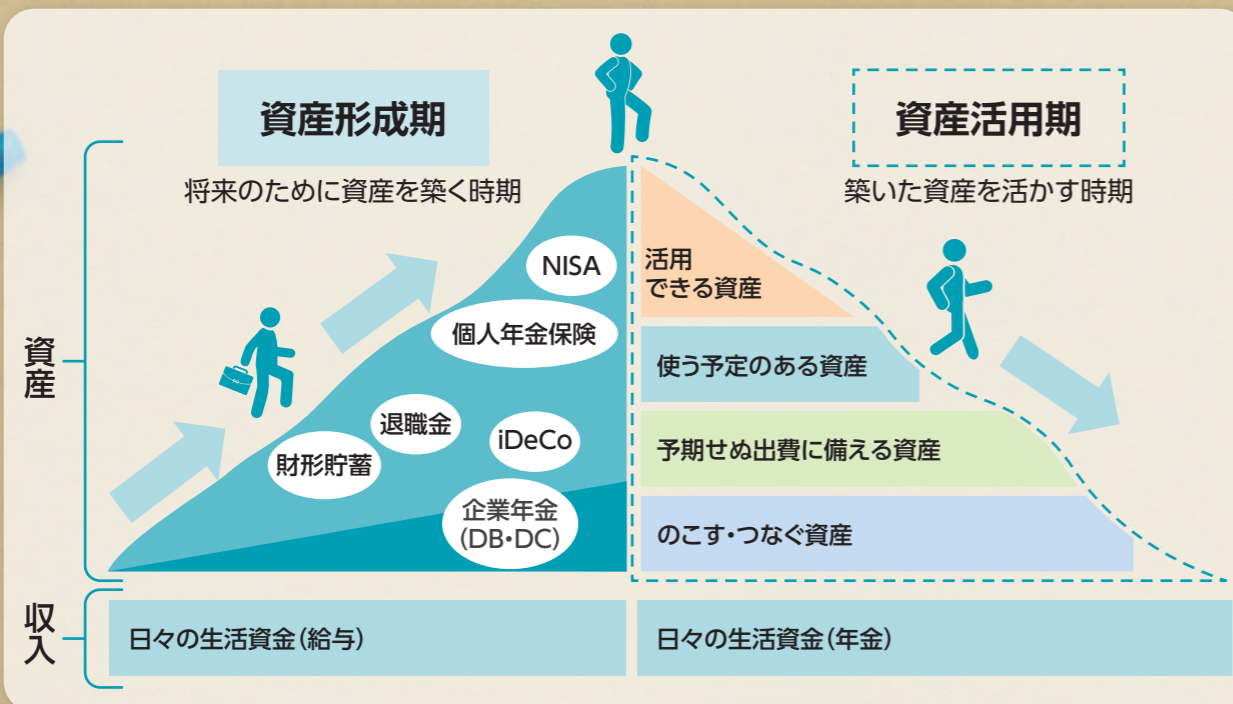
CONTENTS

1. 3つのポイント
～モノの値段・長寿・予期せぬ出費～ …… P.3-4
2. 資産形成期における対策
・支出をへらす …… P.5-6
・収入や資産をふやす …… P.7-8
3. 資産活用期における対策
・資産をつかうための考え方 …… P.9-10
・資産をつかう方法 …… P.11-12
4. 主な制度・商品の確認 …… P.13-14

人生100年時代において、あなたは100歳まで生きたいと思いますか？



日本人は「人生100年時代」において、他国と比べて「100歳まで生きたい」と思う人の割合が顕著に少ないという現実



日本人が100歳まで生きたくないと思う主な理由

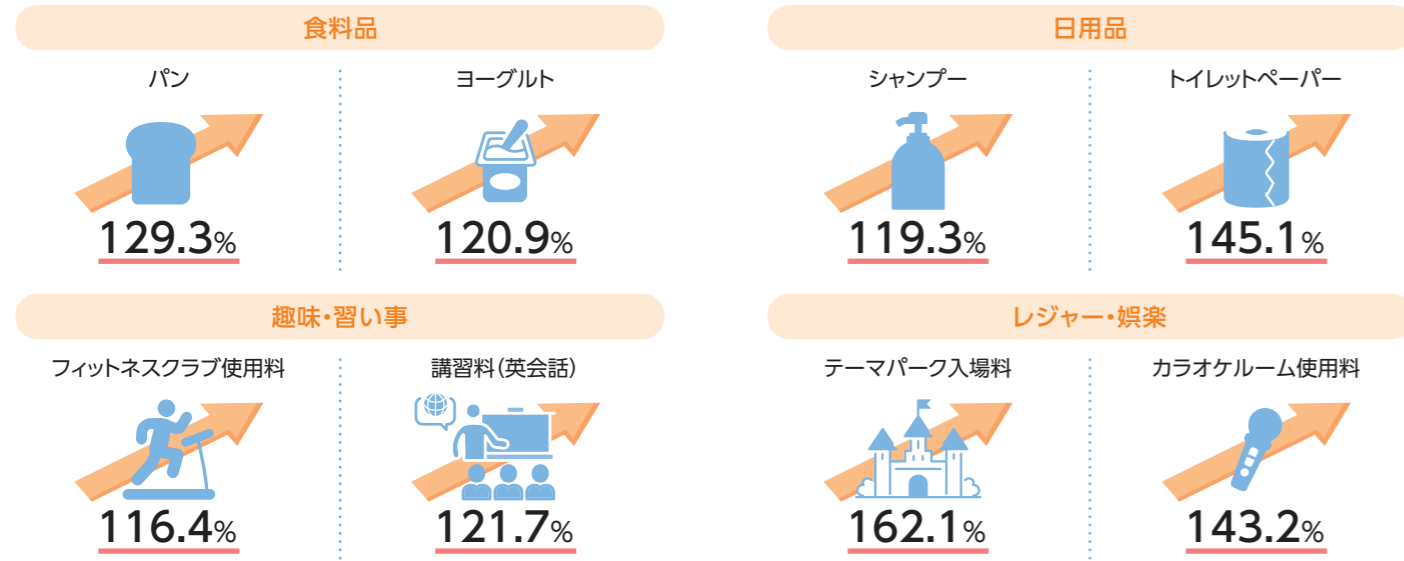


「不安だから長生きしたくない」から「長生きしてよかった」と思える未来を。そのために、今できることを考えてみませんか。

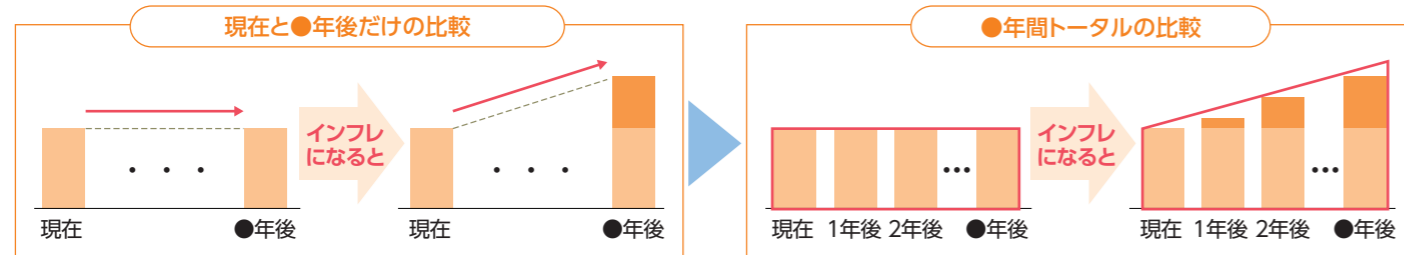
ポイント①モノの値段

「インフレ」とよく聞けけれど、モノの値段はどれくらい上がっている？

モノやサービスの値段は、この1～2年で急激に上昇しているというイメージが強いかもしれませんが、2010年と2024年を比較してみるとどうでしょうか？

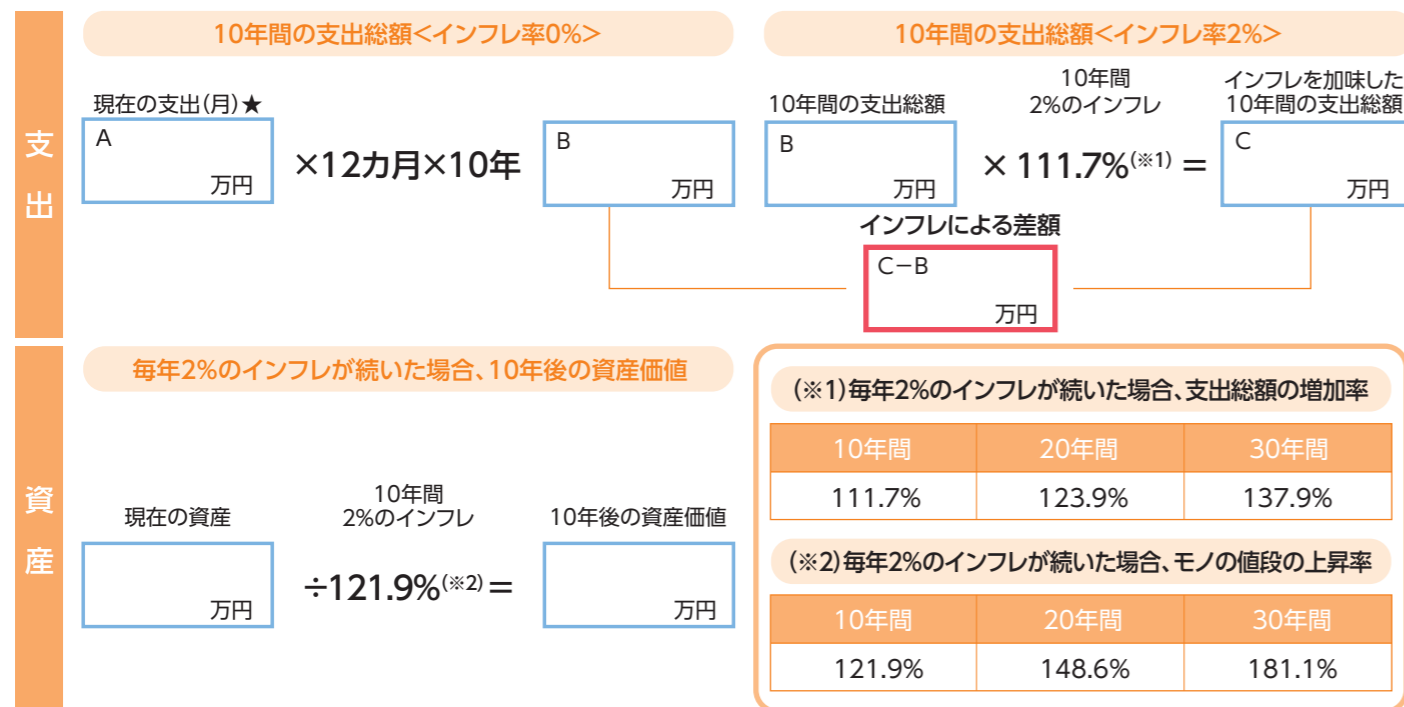


インフレの影響は、現在とある一点の比較で考えるだけではなく、継続的な目線で考えることが重要です



今後10年間インフレが続いた場合、支出・資産はどうなる？

日銀が目標としている毎年2%のインフレが、今後10年で実現した場合を確認してみましょう



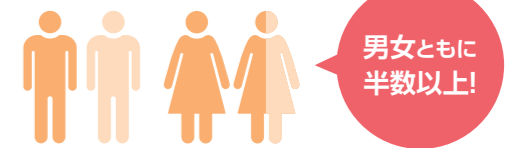
★マークの項目は、ライフプランシミュレーションの結果を引用して簡単に算出できます

ポイント②長寿

いったい、お金はいつまで必要？

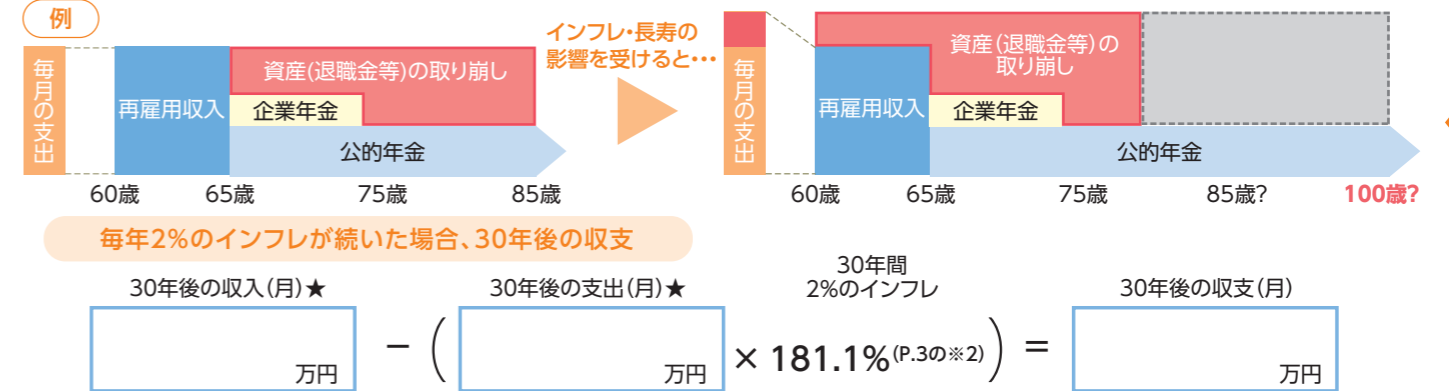
日本は世界に誇る長寿大国ですが、「自分は長生きしない」なんて考えていませんか？

現在55歳の方のうち、おおよそ男性では2人に1人、女性では2人に1.5人が85歳まで長生きするとされています



「インフレ」と「長寿」が重なると…

支出が収入を上回り、資産を取り崩し続けて、いつか底をついてしまうかもしれません

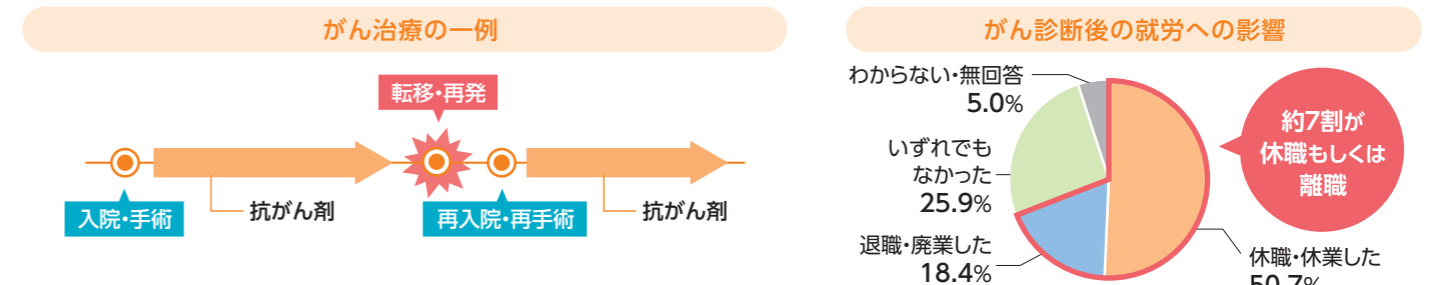


★マークの項目は、ライフプランシミュレーションの結果を引用して簡単に算出できます

ポイント③ 予期せぬ出費

もしも、大きな病気にかかってしまったら…

ここで、日本人が一生のうち2人に1人はなると言われている「がん」を例に考えてみましょう



社会問題にもなっている「介護」は遠い未来の話？

介護が必要になった原因の上位6位を見ると、「突然」起こったことが約3割を占めています



本人の意思が確認できず、預金を引き出せなくなる可能性が…

介護は「される側」だけではなく、「する側」の人生にも大きな影響を与えます





日々の生活費を見直してみる

身の回りのものにどれくらいお金をかけているか、把握できていますか？
今後の見通しについても考えてみましょう

光熱費 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・契約会社の確認 ・省エネ家電の活用	通信費 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・契約プランの確認 ・Wi-Fiサービスの活用	保険料 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・保障内容の確認 (ご家族さま分も含む)	食費 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・外食やデリバリーの頻度 ・ふるさと納税の活用
教育費 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・進学や留学の予定 ・部活動や習いごとの計画	趣味・レジャー <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・“推し活” ・旅行の計画(国内/海外)	住居費 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・家賃やローンの返済額 ・住み替えやリフォームの予定	医療費 <input checked="" type="checkbox"/> 減る <input checked="" type="checkbox"/> 増える <input checked="" type="checkbox"/> 変わらない ・医療費控除やセルフメディケーション税制の活用

身近な仕組みをフル活用し、税金をへらす

2024年からの
NISA制度

制度が
恒久化

非課税期間が
無期限に

非課税保有
限度額は最大
1,800万円

年間投資枠が
最大360万円
に拡大

成長投資枠と
つみたて投資枠
の併用が可能

いつでも引き出せるのがNISAのメリットですが、それに対してこんな意見も…

そもそも、運用がうまくいわずに
ふえなかったら意味がないし…

ふえるとすぐに使いたく
なっちゃうし…

生命保険料控除は活用するだけで税制メリットが受けられる仕組みです
知らないから使っていない、という人はもったいないかも…?

一般生命保険料控除 活用率：65.5%	個人年金保険料控除 活用率：16.6%	介護・医療保険料控除 活用率：55.7%
------------------------	------------------------	-------------------------

30歳・年収450万円の方が、毎月15,000円を30年間、個人年金保険で積み立てた場合

所得税(4,000円)	毎年6,800円が、 30年間にわたり控除	合計 204,000円 の 税金がおトクに	NISAで約100万円の利益が出た 場合の非課税メリットに相当
住民税(2,800円)			

生命保険料控除とNISAを組み合わせ、税制メリットを最大限に享受しましょう

生命保険料控除やNISA制度の詳細について、P.13-14もご覧ください

いつ・いくら必要になるかわからない“何かあったとき”の出費に、どうやってそなえますか？

病気やケガ・介護などは、発生するタイミングが予測できません
公的な保障を踏まえても高額な出費を要することがあります
保険を活用することで、自己負担をへらすことができます

全て預金でそなえる場合

支払う金額 ↑

保険でそなえる場合

支払う金額 ↓

保険金でカバー

主な疾病の 自己負担額	肺がん 35日間入院	心筋梗塞 17日間入院	脳卒中 30日間入院
	約 54.9 万円	約 35.5 万円	約 48.8 万円
がん治療に かかる先進医療 の平均費用	重粒子線治療	陽子線治療	先進医療は公的医療保険制度 適用対象外のため、 全額自己負担となります
	約 314 万円	約 268 万円	

介護にかかった費用(平均)

$$\text{初期費用} \text{ 約} 47.2 \text{ 万円} + \left(\text{月額費用} \text{ 約} 9.0 \text{ 万円} \times \text{平均の介護期間} \text{ 55.0 ヵ月} \right) = \text{約} 542 \text{ 万円}$$

少なくとも、**550万円程度**を見込む必要がありそうです

介護付き有料老人ホームにかかる費用(例)

(入居時の一時金と月額利用料を払い込む場合の試算です)
施設によっては、入居一時金がない場合があります

一時金	月額利用料	初年度だけで
約 1,352 万円	約 25 万円	約 1,646 万円が必要です

病気・ケガを原因に介護が必要になるケースも多いため、**治療費・通院費も必要**になるかも…

もし、世帯主が長期にわたって働けなくなったら…?
公的なそなえはありますが、それだけで安心できるでしょうか？

元気なとき

収入 (給与・ボーナス等)

生活費

働けなくなったとき

不足額 ↓

収入 (障害年金等)

生活費 ↑

治療費・介護費用等

働けなくなったときの収入
(会社員・公務員の場合)

収入

傷病手当金(健康保険)

障害厚生年金

障害基礎年金

障害確定以降

就労 有給休暇 通算1年6ヵ月 障害年金の受給開始

自営業の場合は傷病手当金がありません

病気やケガ(働けない状態) 障害年金の受給開始

住宅ローン返済期間中、最も困るのは「働けなくなったとき」と言われていること、ご存じですか？

病気になってしまうと、
働けなくなってしまう
可能性が…

働けなくなっても、
住宅ローンは残ります

加えて、
治療費・入院費も…

現在ご加入されている保険は、3つのポイントを押さえていますか？

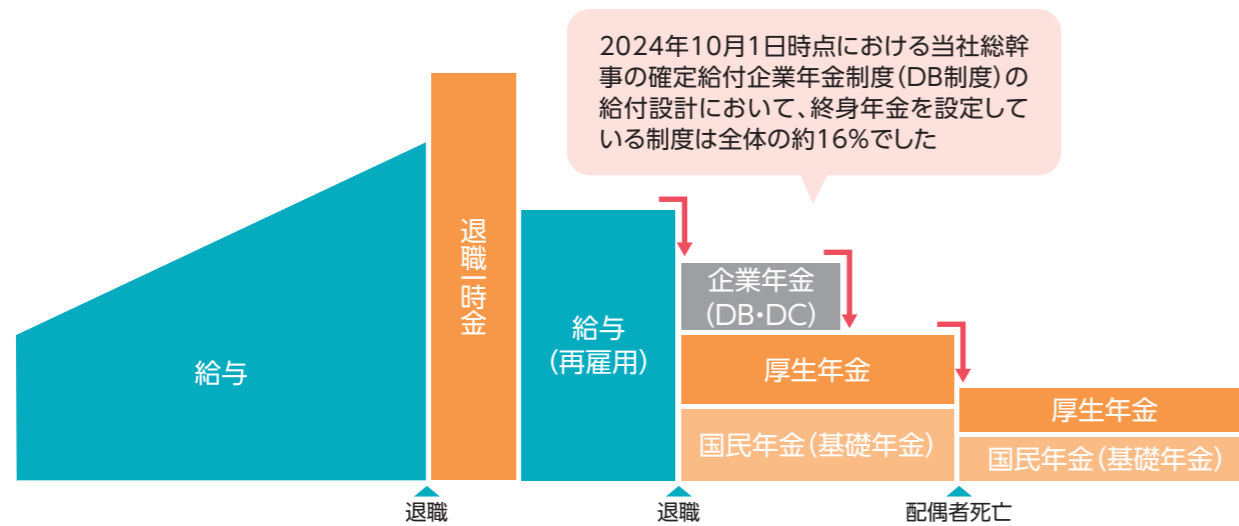
必要な保障が確保されているか	必要な期間、保障が続くか	保険料は妥当か
----------------	--------------	---------

ぜひ、保険証券をお持ちください。無料で内容を確認させていただきます



将来の収入の変化をイメージする

収入が減少するタイミングは「退職」だけだと思いませんか？
実は、その後も段階的に減少する可能性が高いです



将来の収支をイメージする

老後の主な収入となる退職金や公的年金を中心に、65歳～85歳の20年間で考えてみましょう

老後20年間の生活費

老後の生活費(月)★ × 12カ月 × 20年 × 123.9% (P.3の※1) = A 万円

20年間 2%のインフレ

20年間の生活費総額

ここでインフレの影響が…

差額(老後不足する金額) B-A 万円

老後20年間の主な収入(退職金・公的年金)

退職金 + (公的年金(月) × 12カ月 × 20年) = B 万円

退職金と公的年金の合計

＜参考＞退職金の平均 約2,243万円

＜参考＞公的年金の受給額の例(月額)	
夫婦ともに会社員の場合	約29.1万円
夫婦ともに自営業の場合	約13.0万円
夫が会社員・妻が専業主婦の場合	約23.3万円
独身の会社員の場合	約16.8万円
独身の自営業の場合	約6.5万円

企業年金やその他の収入がある場合は、それらも含めて考えましょう。
老後の収入や資産を準備するために、どんなことができるでしょうか？

「自身の生活には一切不安がない」という方は、大切な方へ“のこす”ことを早いうちから考え始めてみませんか？



働く期間を延長し、収入をふやす

働き続けることで、収入を確実にふやすことができ、そのぶん公的年金の受給を繰り下げることで、受け取る年金額をふやすことができます

繰下げた場合の支給率			
66歳	108.4%	71歳	150.4%
67歳	116.8%	72歳	158.8%
68歳	125.2%	73歳	167.2%
69歳	133.6%	74歳	175.6%
70歳	142.0%	75歳	184.0%

1カ月あたりの繰り下げに伴う上昇金額を0.7%として計算しています

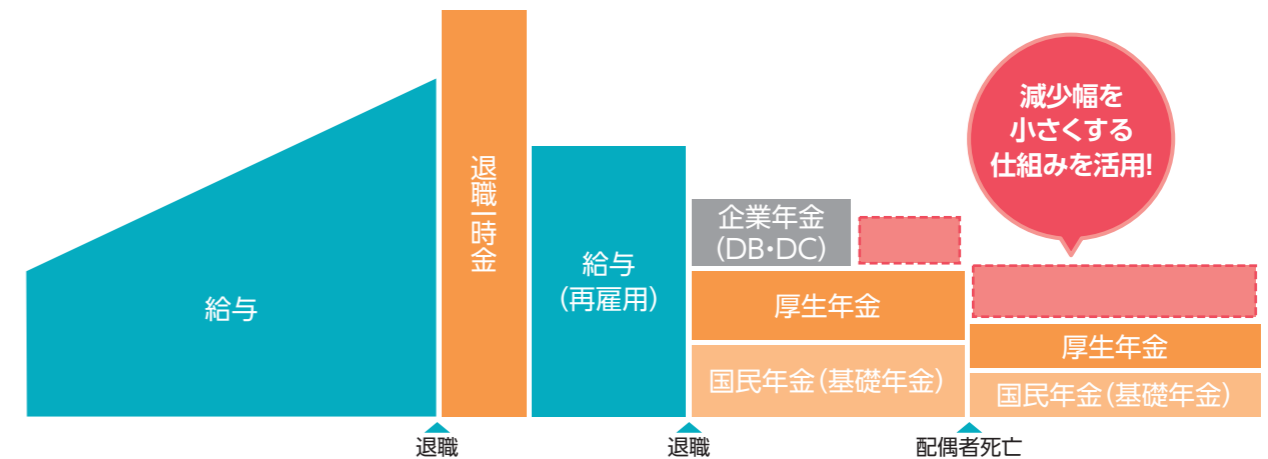
繰下げた場合の年金額は？

65歳時点の公的年金(月) 万円 × 支給率 % = 繰下げ後の公的年金(月) 万円

総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額が一定額を超える場合、年金額の一部もしくは全部が支給停止されます。また、繰り下げ待機期間(年金を受け取っていない期間)は、加給年金額や振替加算を受け取ることができません。その他、繰り下げの注意点についてはP.18をご確認ください

退職後の収入をふやす

収入が減少する部分を補える「もうひとつのお財布」を準備する方法があります



取り崩し可能な資産をふやす

退職金を一時金で受取ったとして、ゆとりある生活のために毎月13.8万円を取り崩すと、総額でいくら使えるでしょう？

1%で運用しながら取り崩した場合



5%で運用しながら取り崩した場合



ゆとりある生活に必要な資金が約39.1万円(毎月)であるのに対し、平均的な老後の収入(夫婦2人の場合)が約25.3万円(毎月)であることから、不足金額を約13.8万円(毎月)として計算

時間を味方につけて効率的にふやす

「65歳までに1,000万円貯蓄」を目標に運用する場合の、毎月の必要積立額は…

	15年(現在50歳)	25年(現在40歳)	35年(現在30歳)
毎年3%のとき	4.4万円/月	2.2万円/月	1.4万円/月
毎年5%のとき	3.8万円/月	1.7万円/月	0.9万円/月

資産形成の仕組みや税制優遇制度を、あなたにピッタリなカタチで組み合わせましょう

投資信託

ファンドラップ

外貨預金

終身保険

個人年金保険

企業年金(DB・DC)

iDeCo

財形

NISA

生命保険料控除

「使うために、築いてきた資産」を使えていますか？

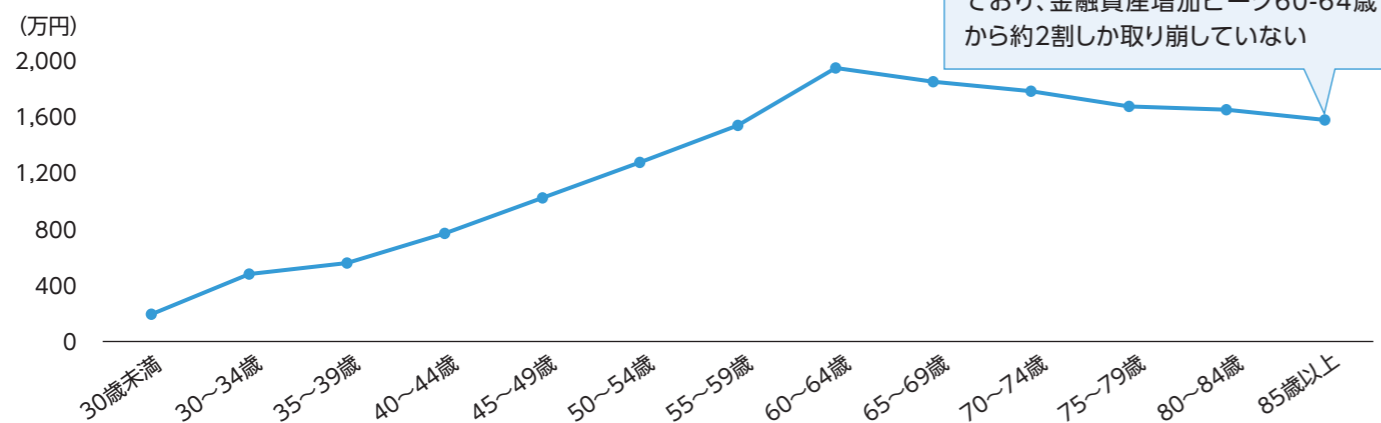
収入の減少を、
預貯金で補いた
いけど資産を減
らしたくない

何をどれだけ使って、
いくら残しておけ
ばいいかわからない

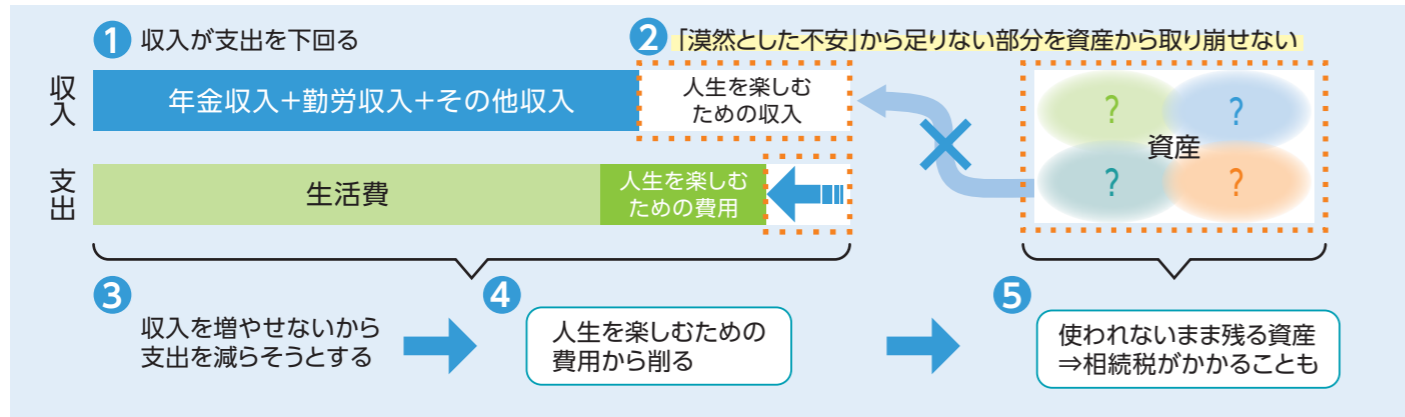
将来が不安だから、
なるべく節約しな
いと・・・

多くの人が「漠然とした不安」から、築いてきた資産を使えていないようです

世帯主の年齢階級別金融資産残高(平均値)(2019年)



85歳以上でも、平均1,600万円保有しており、金融資産増加ピーク60-64歳から約2割しか取り崩していない



資産は築くだけでなく、どのように活用していくかを考えることも重要です

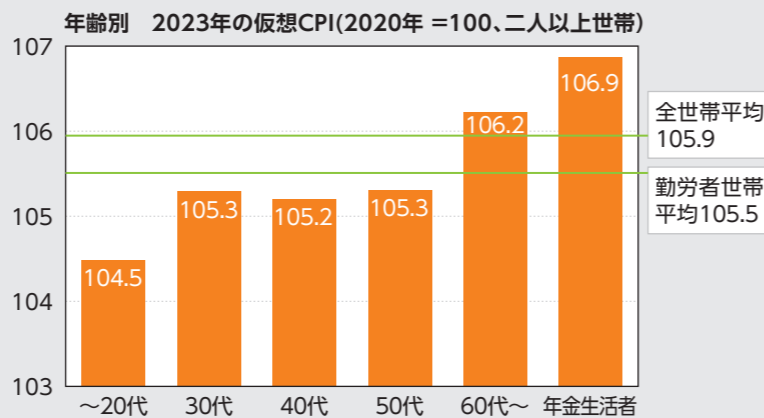


「漠然とした不安」を解消し上手に資産を使うための方法を確認してみましょう

老後にもインフレの影響が・・・

インフレから受けるダメージは年齢とともに高まる傾向があります。年金の引き上げがインフレに追いつかない現状では、資産の目減りを防ぐ工夫が必要です。

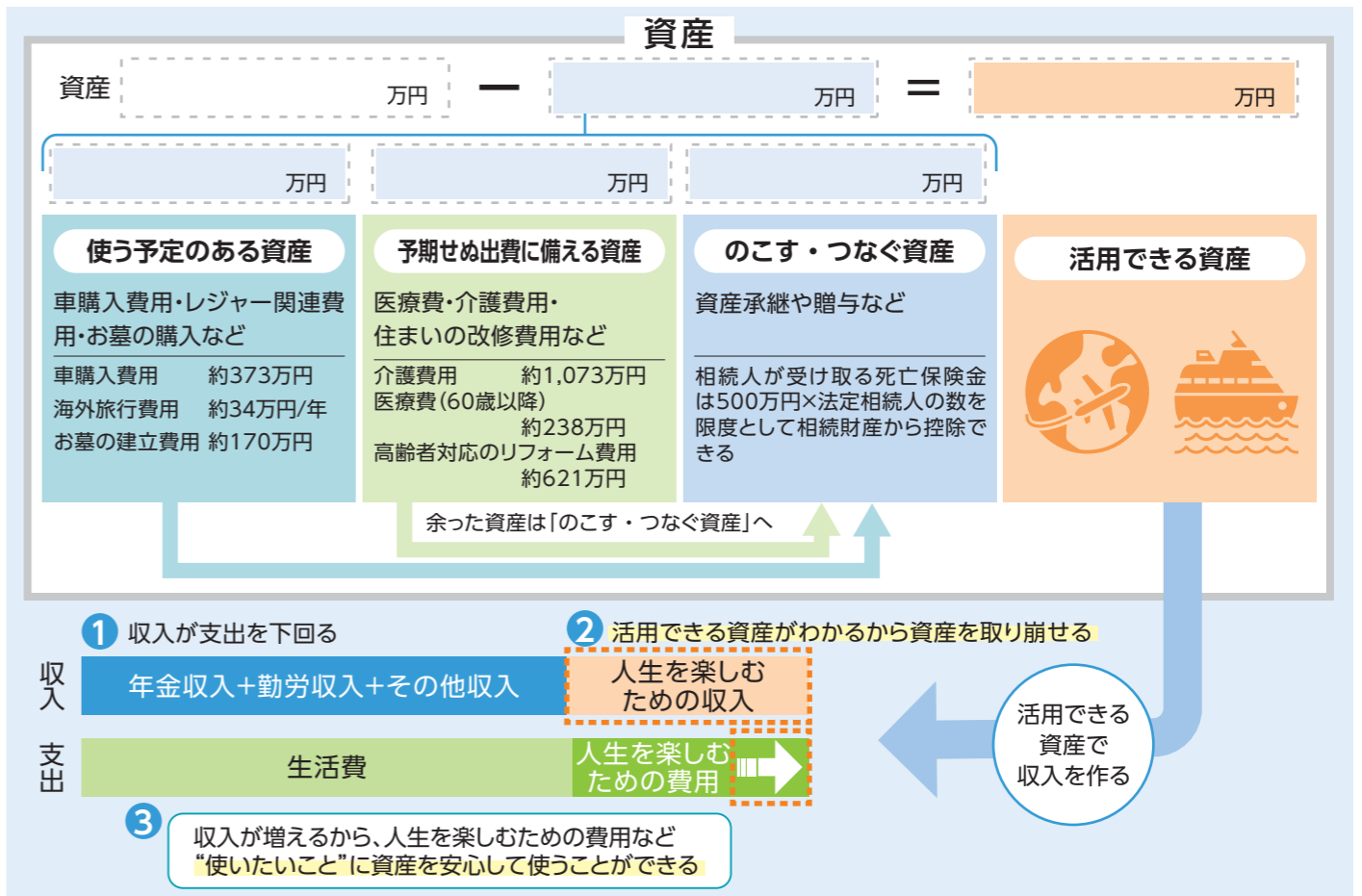
仮想CPIとは・・・
消費品目別のCPI(消費者物価指数)と各世帯における消費支出の品目別構成を用いて、それぞれの世帯にとってのインフレのダメージを測る尺度
たとえば、年金生活者は医療や食料の支出が多いため、これらの物価が上がると仮想CPIも高くなり、インフレのダメージが大きくなります。



「使うために築いてきた資産」を活かす2STEP

STEP 1

築いてきた資産から「将来使う資産」や「不安へのそなえ」に必要な金額を把握し、活用できる資金を明らかにする



STEP 2

活用できる資産の取り崩し方法を考える

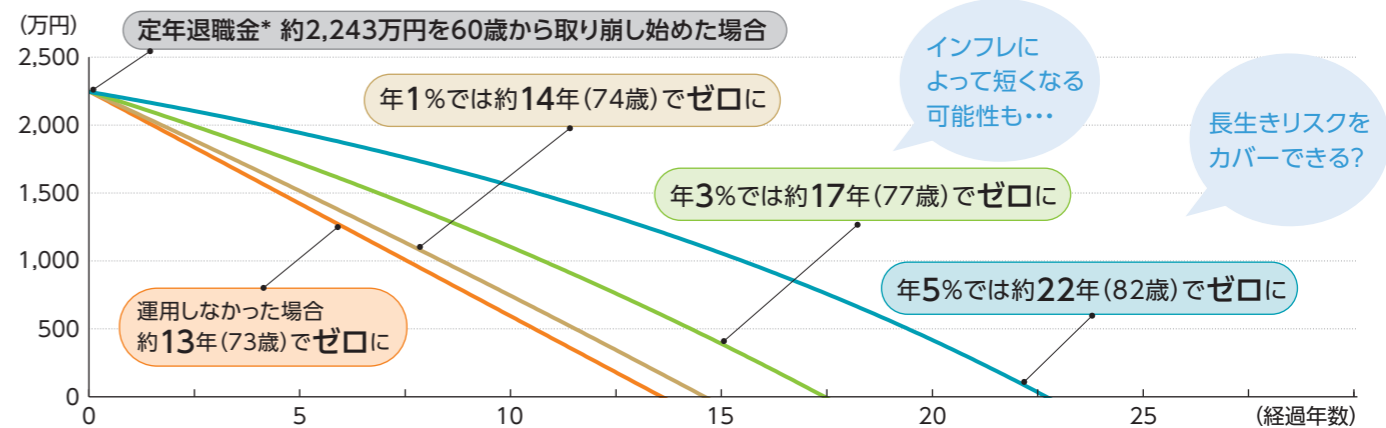
① 単純に資産を取り崩す

- 流動性が高く、すぐ使える
- リスクは低い、インフレによる資産価値下落の影響を受ける可能性あり

② 資産を運用しながら取り崩す

- インフレから資産を守ることができる
- 資産の寿命を伸ばすことができる
- 受け取りながら使える仕組みを準備できる
- 受け取りながら「のこす」仕組みを準備できる

ゆとりある生活に不足する資金を取り崩した場合のシミュレーション



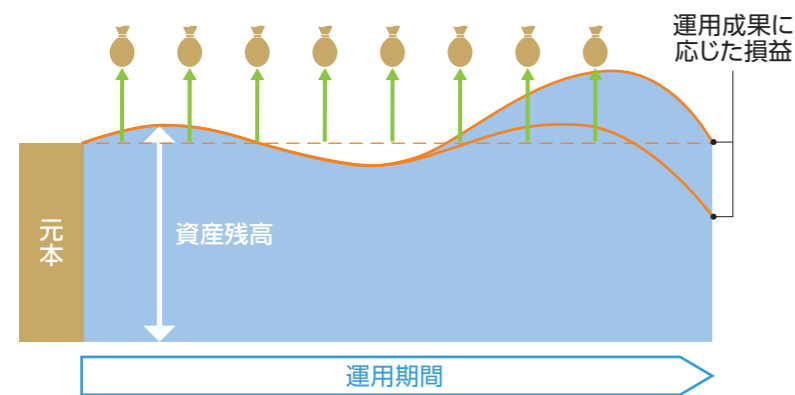
*定年退職金:約2,243万円(60歳定年退職金(管理・事務・技術労働者(総合職)・大学卒))
*取り崩す金額:毎月13.8万円(ゆとりある生活に不足する金額)

お客様それぞれの想いに沿ったご提案をさせていただきます



1. 運用しながら、一部を受け取る

運用しながら、一部を受け取っていく商品群です
元本を受け取りきらないため、予期せぬ出費にも対応することができます



受け取りたいけど、必要になったときには使えるお金も持っていたい

こんな方におすすめ

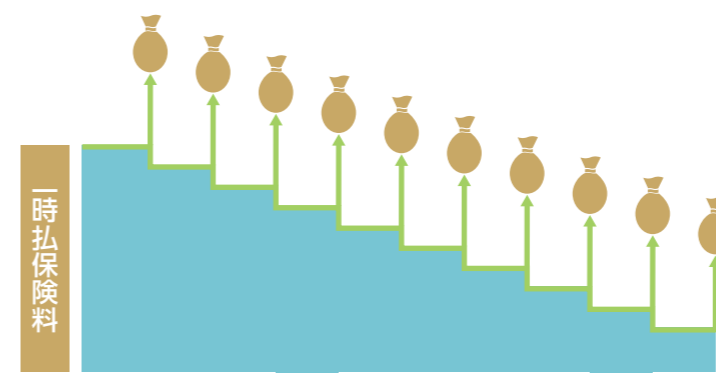
毎回の受け取る金額を抑えつつ、もしものために、元本をなるべく残したい方

- ・値上がりに期待しながら、受け取る
- ・NISAが活用できるものも
- ・受け取りながら、万一の保障など、そなえも準備できる

対象商品	分配型投資信託	ファンドラップ	終身保険
特徴	・プロが選んだ株や債券の組み合わせから銘柄分散できる ・運用しながら、毎月や定期的にお金(分配金)を受け取ることができる	・自身の考えに基づいて、プロに運用を任せることができる ・利益払出機能で利益相当額を受け取ることができる ・定時払戻機能で定期的に総投資額から払戻金を受け取ることができる	・受け取りながら死亡保障を準備でき、死亡保険金は生命保険の非課税枠を活用できる ・商品によっては定期支払コースを選択でき、定期的に受け取ることができる
受取開始時期	購入以降	・利益払出:機能設定以降、設定額到達時 ・定時払戻:機能設定以降	0年～
受取期間	期限なし	・利益払出:機能設定以降、設定額到達時 ・定時払戻:機能設定以降、時価評価額が300万円もしくは払戻期間満了まで	3年～
費用 (※1)	運用方針に応じてコスト低～高		一般的に短期解約した場合、コスト高
	購入/契約時	購入手数料 (0%～3.3%)	契約時費用 為替手数料 (商品によって異なります)
	保有期間中	信託報酬等 (商品によって異なります)	投資顧問報酬 信託報酬等 (報酬タイプ等によって異なります)
解約/換金時	信託財産留保額 (0%～0.5%)	投資顧問報酬 (未受領分の清算を行います)	解約控除 市場価格調整(※3) 為替手数料 (商品によって異なります)
定期的に受け取るお金の所得の種類	配当所得 譲渡所得 *特定口座(源泉徴収あり)の場合、源泉徴収されるため、確定申告不要	雑所得 (契約者と受取人が別人の場合、贈与税の対象となります)	
活用できる制度	NISA (対象ファンドのみ)	NISA (オプション設定要※2)	生命保険料控除

2. 運用しながら、すべてを受け取る

元本をすべて受け取りきる商品群です
計画的に資産を取り崩しながら、受け取ることができます



このお金は自分のために使いきりたい

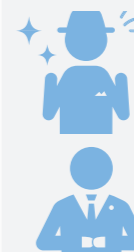
こんな方におすすめ

資産を使いきる前提で、期間を設定し、計画的に受け取りたい方

- ・受け取りながら、万一の保障など、そなえも準備できる

対象商品	個人年金保険	終身保険
特徴	・商品によって受け取り年金総額の保障や、死亡時には年金をのこされた家族に引き継ぐ仕組みなどがある ・年金として定期的に受け取ることができる	・万一の場合には、生命保険の非課税枠を活用できる ・商品によっては生存給付金として定期的に受け取ることができる
受取開始時期	0年～	0年～
受取期間	5年～	3年～
費用 (※1)	一般的に短期解約した場合、コスト高	
	購入/契約時	契約時費用 為替手数料 (商品によって異なります)
	保有期間中	保険関係費等 (商品によって異なります)
解約/換金時	解約控除 市場価格調整(※3) 為替手数料 (商品によって異なります)	
定期的に受け取るお金の所得の種類	雑所得 (契約者と受取人が別人の場合、贈与税の対象となります)	
活用できる制度	生命保険料控除	

+α 生前贈与の活用



自分で使うよりも、家族に資産を渡していきたい

生前贈与なら、家族に直接“想い”を伝えながら資産を渡すことができます

“想い”に合わせた贈与の選択肢

暦年贈与 生命保険などの活用

- ✓ 少しずつ渡していきたい
- ✓ 渡した資産は何に使ってもいい

一括贈与 信託商品の活用

- ✓ まとまった資金をあげたい
- ✓ 教育資金や結婚・子育て資金の非課税制度を活用したい

生前贈与のポイントや注意点などもあわせてご説明します



金融資産以外の方法でも

不動産を活用して資産を渡していく選択肢も! お気軽にご相談ください

※1費用はすべて税込み表示です。※2お申し込みには条件があります。詳細は「三井住友信託ファンドラップ NISAオプションのご利用にあたって」をご確認
払込保険料を下回り損失が生じる恐れがあります。具体的には、解約時の市場金利が契約時と比較して上昇していた場合には、解約返戻金は減少し、下落し

リスクおよび費用等の詳細は、各商品の説明書、契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)、パンフレット、契約概要・注意喚起情報、ご契約記載内容は商品の一例です。個別商品の特徴・留意点等をすべて記載したものではありません。また、このイメージ図は、将来の死亡保険金額・積立金額等

ください。※3市場金利に応じた運用資産の価格変動を、解約時などに解約返戻金に反映させる仕組みです。このため市場金利の変動により解約返戻金が増加する場合があります。

のしおり・約款等でご確認ください。を保証するものではありません。詳しくはP.17-18を必ずご確認ください。

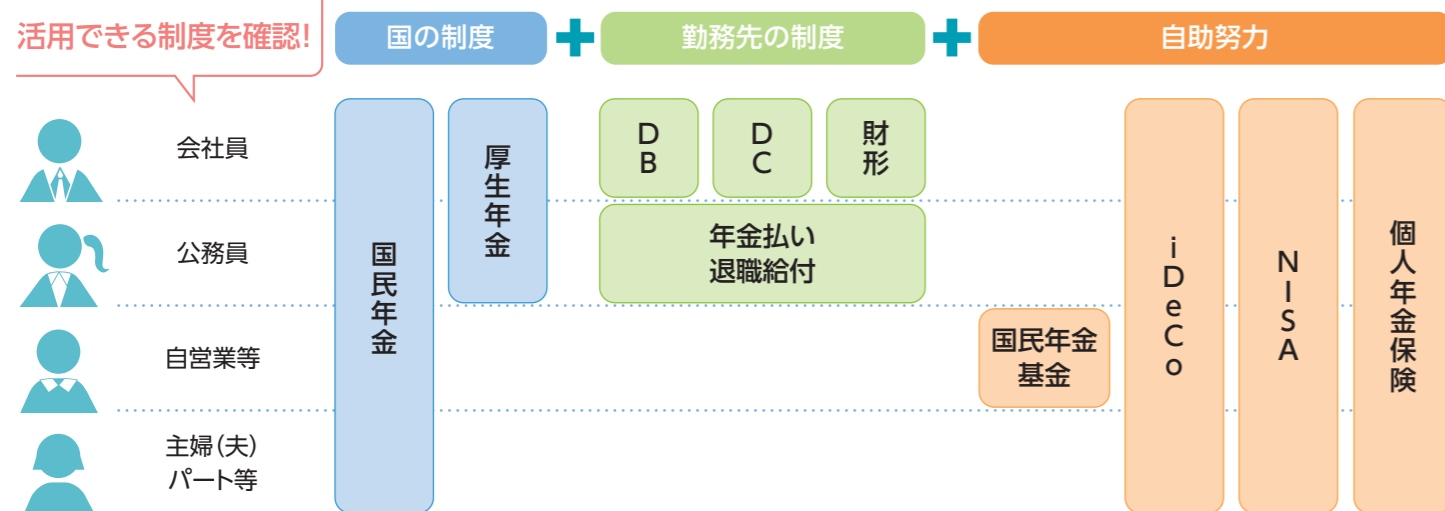
主な制度・商品の確認

主な制度を比較！

国の制度	項目	税制優遇			拠出/申込金額	受取条件 (代表的な条件を記載)	
		拠出/申込時	運用中	給付/解約時			
国の制度	国民年金	社会保険料控除	—	公的年金等控除	原則月1.75万円	原則65歳以降受給開始	
	厚生年金	社会保険料控除	—	公的年金等控除	給与・賞与に応じて算出	原則65歳以降受給開始	
勤務先の制度	確定給付企業年金(DB)	原則事業主負担	運用益非課税*	<年金> 公的年金等控除 <一時金> 退職所得控除	原則事業主負担	60~70歳 (規約で定める年齢) 受給開始	
	企業型確定拠出年金(DC)	<事業者掛金> 非課税 <加入者掛金> 所得控除	運用益非課税*	<年金> 公的年金等控除 <一時金> 退職所得控除	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額(制度により異なる)	原則60歳以降受給開始	
	財形	一般	—	—	—	原則制限なし	原則3年以上積立
		住宅	—	住宅・年金合計550万円まで 利子等非課税	—	原則制限なし	原則5年以上積立 (原則住宅の取得や増改築が払出対象)
		年金	—	住宅・年金合計550万円まで 利子等非課税	—	原則制限なし	原則60歳以降受給開始
年金払い退職給付	—	—	—	毎月の標準報酬月額および標準期末手当等に応じて算出	原則65歳以降受給開始		
自助努力	国民年金基金(自営業等の方)	社会保険料控除	—	公的年金等控除	月6.8万円まで(iDeCoと合計)	原則65歳以降受給開始	
	個人型確定拠出年金(iDeCo)	所得控除	運用益非課税*	<年金> 公的年金等控除 <一時金> 退職所得控除	右図参照	原則60歳以降受給開始	
	NISA	—	運用益非課税	<つみたて投資枠> 年間120万円まで <成長投資枠> 年間240万円まで	—	いつでも払出可能	
	個人年金保険	生命保険料控除	—	—	原則制限なし	原則満期時受取開始	

*資産残高に対して別途特別法人税が徴収されますが、2025年11月現在では課税が凍結されています
※勤務先によっては、職域NISAや積立貯蓄など上乗せの仕組みがある場合があります

活用できる制度を確認!



個人型確定拠出年金(iDeCo)

加入対象者	拠出限度額
会社員 公務員	【企業型DC・DB等 ^(※) 、他制度のいずれにも加入していない場合】 23,000円/月 【企業型DCのみに加入している場合】 企業型DCの事業主掛金額との合計が55,000円の範囲内(ただし上限20,000円/月) 【DB等の他制度のみ、または企業型DCとDB等の他制度の両方に加入している場合】 55,000円-企業型DCの事業主掛金額-DB等の他制度掛金相当額(ただし上限20,000円/月)
主婦(夫) パート等	23,000円/月
自営業等	68,000円 国民年金基金の掛金額、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それらの額を控除した金額

※確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付(共済)

こんな方におすすめです

- 将来に向けてコツコツ資産形成したい
- 所得控除や運用益の非課税メリットを享受したい
- 公的年金に加えて老後の収入を準備したい

NISA制度(少額投資非課税制度)

	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	恒久化	
非課税期間	無期限	
年間投資枠	120万円	240万円
併用可否	併用可	
再利用可否	可	
非課税保有限度額	1,800万円(内、成長投資枠は最大1,200万円まで)	
対象年齢	18歳以上	
購入方法	積立	一括購入・積立
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等 ^(※1) (一部対象除外あり ^(※2))

※1 当社では、上場株式・上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません

※2 次のすべての条件を満たすものが投資対象

①信託期間が20年以上または無期限であること ②高レバレッジ型ではないこと ③毎月分配型ではないこと

こんな方におすすめです

- 積立期間や受取時期に縛られずに資産形成したい
- 運用益の非課税メリットを享受したい
- 成長投資枠でまとまった資金を運用したい

個人年金保険(生命保険料控除)

控除の種類	対象となる主な保険商品	控除限度額 (各種類の年間支払保険料がそれぞれ8万円以上の場合)	
		所得税	住民税
個人年金保険料控除	個人年金保険など	40,000円	28,000円
一般生命保険料控除	終身保険など	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除	医療保険など	40,000円	28,000円
3つの控除を合計した適用限度額	—	120,000円	70,000円

こんな方におすすめです

- 将来に向けてコツコツ資産形成したい
- 保険料控除のメリットを享受したい
- 積立期間や受取時期をある程度自由に決めたい

控除の種類は商品によって異なります。詳細はパンフレット・約款等をご確認ください
記載内容は2025年11月現在の税制に基づいています。

目的に応じた活用例

将来のための資産形成

税制メリットを上手く活用しながら、コツコツ準備しましょう

<おすすめの組み合わせ>



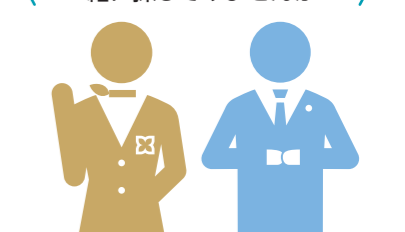
子どものための資産形成

必要になる時期や金額に合わせて、計画的に準備しましょう

<おすすめの組み合わせ>



あなたにピッタリの組み合わせを一緒に探してみませんか?



メモ



メモ



<データ出所>

- P.2【「100歳まで生きたいと思いますか?」アンケート】博報堂100年生活者研究所調査より。端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。
- P.3【物価上昇率】総務省「2020年基準消費者物価指数 品目別価格指数(全国・年平均・2024年調査)」をもとに当社作成
- P.4【85歳まで長生きする人の割合】厚生労働省「令和6年簡易生命表」をもとに当社作成
- 【がん診断後の就労状況への影響】国立がん研究センターがん対策研究所「患者体験調査報告書令和5年度調査(最終版)」をもとに当社作成
- 【介護が必要になった原因】厚生労働省「令和4年 国民生活基礎調査の概況」をもとに当社作成
- 【離職した人の数】厚生労働省「令和6年 雇用動向調査結果の概要」をもとに当社作成
- P.5【生命保険料控除の活用率】国税庁「民間給与実態統計調査結果(令和6年)」をもとに当社作成
- P.6【主な疾病の自己負担額】セールス手帖社保険FPS研究所「よくみえる! 医療・介護のはなし(第16版)」(前提)高額療養費は70歳未満、所得区分210万円超600万円以下(標準報酬月額28万円～50万円)の場合で計算。食事自己負担額は1食あたり510円。差額ベッド代は1日あたり6,700円(希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります)。雑費は1日あたり2,500円。＊自己負担額は、高額療養費給付後の金額です。
- 【がん治療の先進医療(平均)】厚生労働省「第138回先進医療会議 先進医療の実績報告について(令和6年6月30日時点における先進医療に係る費用)」をもとに当社算出
- 【介護にかかった費用(平均)】(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成
- 【介護付き有料老人ホームにかかる費用(例)】東京都福祉局「東京都内有料老人ホーム一覧(令和7年10月1日)」のうち、入居一時金と月額利用料を払込む場合の平均をもとに当社作成
- P.7【当社総幹事の確定給付企業年金制度(DB制度)の給付設計において終身年金を設定している制度の割合】当社統計資料(2024年10月1日基準)
- 【公的年金の受給額の例(月額)】<夫婦ともに会社員の場合>夫の公的年金…厚生労働省発表厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)見込み額2015～2019年度平均。夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で45年間就業した場合の給付水準。なお、加給年金および振替加算については考慮しておりません／妻の公的年金…(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2024年6月改訂版)の老齢厚生年金【早見表】を参考(「平均標準報酬額25万円、加入期間40年」と仮定)妻1人の期間:妻の遺族厚生年金として、夫生前の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4と仮定。なお、加給年金および振替加算については考慮しておりません。令和2年3月25日発出の厚生労働省告示第89号(確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号及び第2号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率)の死亡率を基に、三井住友信託銀行にて算出した死亡年齢最頻値を使用(夫88歳、妻93歳)
- <夫が会社員・妻が専業主婦の場合>厚生労働省発表厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)見込み額2015～2019年度平均。夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で45年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。なお、加給年金および振替加算については考慮しておりません。妻の遺族厚生年金は夫生前の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4と仮定。令和2年3月25日発出の厚生労働省告示第89号(確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号及び第2号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率)の死亡率を基に、三井住友信託銀行にて算出した死亡年齢最頻値を使用(夫88歳、妻93歳)
- <単身の会社員の場合>厚生労働省発表厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)見込み額より算出2015～2019年度平均。平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で45年間就業した場合の給付水準。令和2年3月25日発出の厚生労働省告示第89号(確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号及び第2号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率)の死亡率を基に、三井住友信託銀行にて算出した死亡年齢最頻値を使用(女性93歳)
- <自営業の場合>厚生労働省発表 老齢基礎年金の満額の給付水準2015～2019年平均
- P.8【夫婦2人の場合、平均的な老後の収入(約25.3万円)】総務省「家計調査報告(家計収支編)2024年(令和6年)」
- P.9【世帯主の年齢階級別金融資産残高】総務省統計局「2019年全国家計構造調査 所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果」をもとに当社作成
- 【年齢別の仮想CPI】当社調査月報2024年2月号より抜粋(総務省「消費者物価指数(2020年基準)」,「家計調査」)
- P.10【介護費用】(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成
- 【医療費】厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和4年度の医療費等の状況～」をもとに、女性60歳時点の平均余命で当社試算(生涯医療費の自己負担額の目安)
- 【高齢者対応のリフォーム】国土交通省「平成25年住生活総合調査」

- 【車購入費用】総務省「小売物価統計調査(動向編)」全国統一価格品目の価格(2025年7月)
- 【海外旅行費用】(公財)日本生産性本部「レジャー白書(2025)(速報版)より【お墓建立費】(一社)全国優良石材店の会「第38回(2025)全国統一 お墓石 お墓購入者アンケート調査」より墓石購入額の全国平均値
- P.7、P.8【ゆとりある生活に必要な資金(平均:約39.1万円)】(公財)生命保険文化センター「2025(令和7)年度生活保障に関する調査(速報版)」による回答者が必要と考える月額
- P.7、10【定年退職金(平均:約2,243万円)】(一社)日本経済団体連合会「2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」(60歳定年退職金(管理・事務・技術労働者(総合職)・大卒卒))

生命保険に関するご注意事項

■生命保険商品におけるリスクについて

生命保険は預金とは異なり、元本および利回りの保証はありません。また、生命保険は預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。外貨建ての最低保証がある商品の場合でも、為替相場の変動により、円換算後の金額では損失が生じるリスクがあります。市場価格調整(MVA)を利用した保険商品の場合、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額に反映されるため、市場金利の変動により、損失が生じるリスクがあります。詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」等でご確認ください。

■生命保険商品にかかる費用について

一部の商品については、ご契約時にかかる費用のほか、ご契約後も毎年、保険契約関係費用、運用関係費用等がかかります。また、商品や選択いただく特別勘定、年金の受取方法等によって異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく費用等はこれらを足し合わせた金額となります。外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受け取りにあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種費用とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取り扱いが異なりますので表示することができません。各商品にかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

保険商品は引受保険会社が保険の引き受けを行う商品であり、当社はお客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。引受保険会社の引き受けや保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。引受保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象となりますが、この場合にも死亡保険金額、解約返戻金額、年金額等が削減されることがあり、損失のリスクがあります。保険契約のお申し込みにお客さまと当社との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申し込み状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。保険商品によっては被保険者さまの健康状態について書面による告知や医師による診査をお受けいただく必要がございます。告知の内容や診査の結果によっては契約をお引き受けできない場合があります。また、健康状態について正しく告知されない場合等、保険金や給付金が支払われないことがあります。ご契約のお申し込みにあたっては、最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)を必ず読んで、ご契約のしおり・約款等を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。詳しくは、生命保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

投資信託に関するご注意事項

■投資信託におけるリスク

投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。

■投資信託にかかる費用

投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただけます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ファンドにより、

信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

証券(投資信託・国債)口座に関するご注意事項

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

三井住友信託ファンドラップに関するご注意事項

■三井住友信託ファンドラップにおけるリスクについて

三井住友信託ファンドラップは投資信託を主な投資対象として運用を行うため、投資対象の価格や外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクや投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクがあり、これらのリスクは全てお客さまに帰属します。

■お客さまにご負担いただく費用について(以下、料率については税込みにて表示しています。)

お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。(1)直接ご負担いただく費用…投資顧問報酬には、固定報酬と成功報酬があり、固定報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して最大年率1.584%を乗じた額、成功報酬は運用成果の16.5%をお支払いいただけます。(2)間接的にご負担いただく費用…投資対象となる国内投資信託については、信託報酬をご負担いただくほか、購入時や解約時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前の書面および目論見書等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

三井住友信託ファンドラップは預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。ご契約の際は、最新の契約締結前の書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。

■NISAオプションご利用時のご注意事項

NISA口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの勘定が同時に設定されますが、NISAオプションで利用するのは成長投資枠のみで、年間投資枠は240万円までです。生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。NISAオプションの対象商品は、三井住友信託ファンドラップの組入投資信託のうち、一定の条件を満たしたものに限ります。NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。

NISA制度(少額投資非課税制度)およびNISA口座についてのご注意事項

NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。(1年単位で金融機関変更可能)非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は適及して課税されます。NISA口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限ります。また、投資方法は積立投資に限られます。当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限ります。上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っていません。非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、配分金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

外貨預金に関するご注意事項

■外貨預金におけるリスクについて

外貨預金は外国為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。為替変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れが生じるリスクがあります。

■外貨預金にかかる費用について

円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は、為替手数料(1通貨単位当たり最大片道1円、往復2円)がかかります。為替手数料は当社所定の為替換算レートに含みます。外貨送金を伴うお預入れ・払戻しには、別途、当社所定の外国送金手数料等がかかることがあります。

■その他重要なお知らせ

外貨預金は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。外貨預金に関して、外貨建て現金、外貨建て小切手、外貨建てトラベラーズ・チェックによるお預入れ・払戻しはできません。外貨定期預金を中途解約する場合、お預入日または前回継続日から中途解約日までの利息は、当社所定の中途解約利率で計算します。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面(商品説明書)を必ず、ご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しております。

公的年金・税務に関するご注意事項

本資料の公的年金・税務に関する記載内容は、作成時点における法令その他の情報に基づいており、将来変更になる可能性があります。個別のご相談につきましては、所轄の年金事務所、税務署もしくは税理士などにご相談ください。

<ご参考:公的年金繰下げの注意点> 日本年金機構HPより

- 加給年金額や振替加算額は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間(年金を受け取っていない期間)中は、加給年金額や振替加算を受け取ることができません。
- 65歳に達した時点で老齢基礎年金を受け取る権利がある場合、75歳に達した月(75歳の誕生日の前日の属する月)を過ぎて請求を行っても増額率は増えません。増額された年金は、75歳までさかのぼって決定され支払われます。昭和27年4月1日以前に生まれた方は、70歳に達した月までとなります。
- 日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金(退職共済年金)を受け取ることができる場合は、すべての老齢厚生年金について同時に繰下げ受給の請求をしなくてはなりません。
- 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害給付や遺族給付を受け取る権利があるときは、繰下げ受給の申出ができません。ただし、「障害基礎年金」または「旧国民年金法による障害年金」のみ受け取る権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給の申出ができます。
- 66歳に達した日以後の繰下げ待機期間中に、他の公的年金の受給権(配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など)を得た場合には、その時点で増額率が固定され、年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。このとき、増額された年金は、他の年金が発生した月の翌月分から受け取ることができます。
- 厚生年金基金または企業年金連合会(基金等)から年金を受け取っている方が、老齢厚生年金の繰下げを希望する場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払元である基金等にご確認ください。
- このほか、年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響する場合があります。
- 繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。繰下げ待機中に亡くなった場合で、遺族の方からの未支給年金の請求が可能な場合は、65歳時点の年金額で決定したうえで、過去分の年金額が一括して未支給年金として支払われます。ただし、請求した時点から5年以上前の年金は時効により受け取れなくなります。

教育資金贈与信託に関するご注意事項

贈与をする方(委託者):贈与を受ける方の直系尊属である個人●贈与を受ける方(受益者):30歳未満の個人●申込金額:5,000円以上1,500万円以下(1円単位)●信託報酬等:新規設定時に設定時報酬110,000円(税込)をいただきます(設定時報酬がかからない場合がございます)。詳しくは当社本支店へお問い合わせください。追加設定時の設定時報酬および管理期間中の管理報酬はいただきますません。運用報酬は、毎年3・9月の25日に運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。●詳しくは、当社本支店またはホームページをご確認ください。

結婚・子育て支援信託に関するご注意事項

贈与をする方(委託者):贈与を受ける方の直系尊属である個人●贈与を受ける方(受益者):18歳以上50歳未満の個人●申込金額:5,000円以上1,000万円以下(1円単位)●信託報酬等:新規設定時に設定時報酬66,000円(税込)をいただきます(設定時報酬がかからない場合がございます)。詳しくは当社本支店へお問い合わせください。追加設定時の設定時報酬および管理期間中の管理報酬はいただきますません。運用報酬は、毎年3・9月の25日に運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。●詳しくは、当社本支店またはホームページをご確認ください。

人生も、お金も、健やかに

信託には、幸せの数だけ答えがある。

FINANCIAL WELL-BEING

「ファイナンシャル ウェルビーイング」それは、安心して健やかに生きていくために、お金についての不安をとりのぞき、お金との健全な向き合い方ができている状態のことです。

当社は、一人ひとりのこれからを考えたトータル・コンサルティングを行い、皆さまの「ファイナンシャル ウェルビーイング」の実現に貢献し、ご家族皆さまから信頼され、末永くお付き合いいただけるベストパートナーを目指します。



三井住友信託銀行

- 本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料に記載のデータは、当社が信頼できると判断した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について当社が保証するものではありません。
- 本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合があります。
- 本資料に記載された内容は、現時点における一般的な条件を示したものであり、実際に取り組むことができない場合や条件が変更となる場合があります。予めご了承ください。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取り扱いについては各専門家にご確認ください。ようようお願い申し上げます。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- このご案内は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、今後の改定等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

商号等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

作成基準日:2025年11月14日 R3525-03